

令和8年度

埼玉県 地域学校協働活動推進研修 資料

地域学校協働活動につながる学校運営協議会の充実

～立場を超えて深める熟議 学校運営協議会の実効性を高めるために～

令和8年 8月 4日（火）

文部科学省CSマイスター
明星大学教育学部

朝倉 美由紀

説明の内容

はじめに

学校運営協議会制度の意義

学校運営協議会制度運用上の課題

学校運営協議会の実際から考える

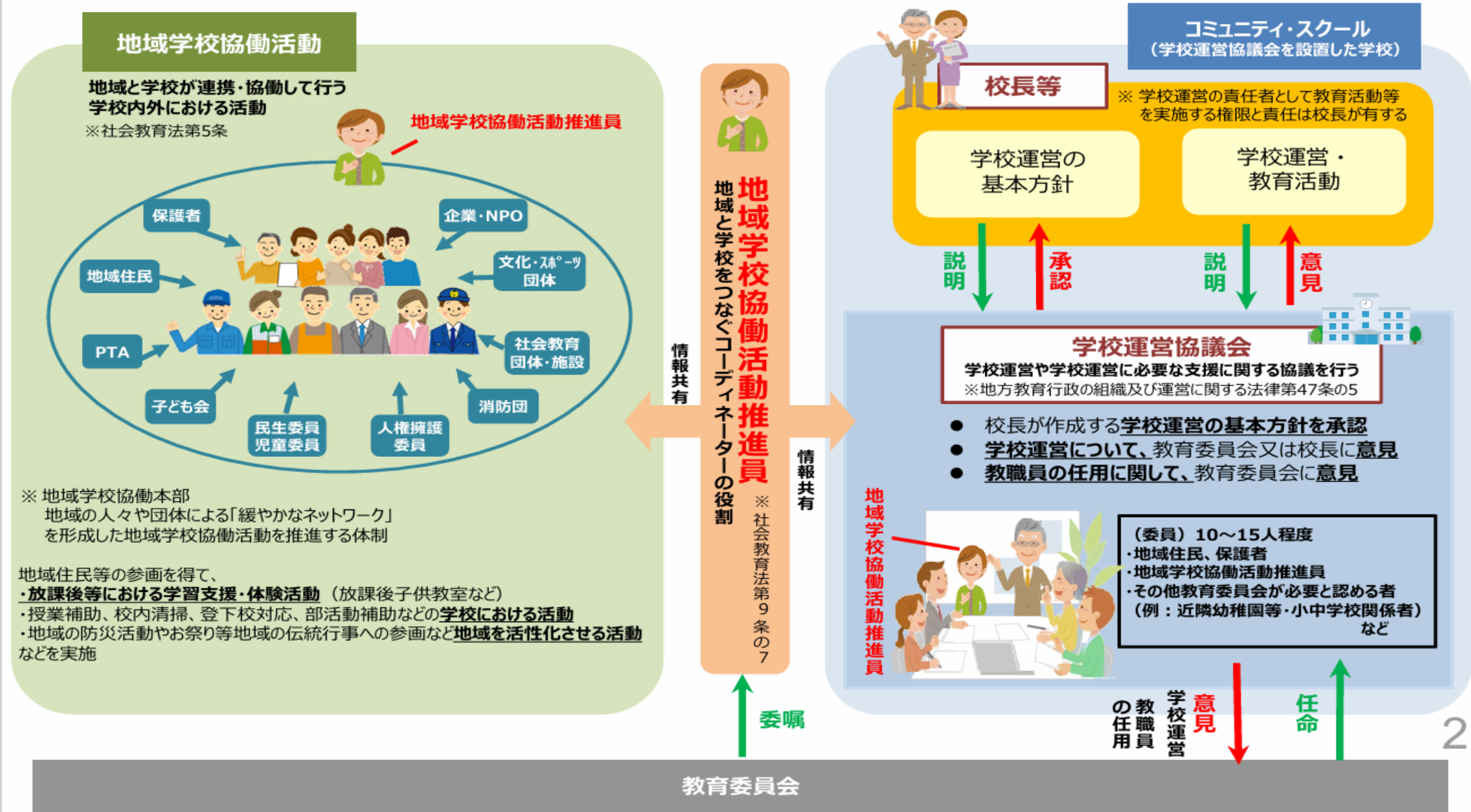
みんなで創る未来

参考資料

学校運営協議会制度の意義

(文部科学省行政資料)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



学校運営協議会制度の意義

現行学習指導要領の基本的な考え方

子どもたちに、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの[生きる力]をはぐくむこと

学校のみで対応できるものではない。これからの生涯学習社会においては、すべての教育を学校で担い、完結することを目指すのではなく、学校では、家庭や地域社会などとの密接な連携の下に学校でこそ行うべきことに絞って教育を進めることが重要であり、また、学校教育を終えた後も生涯学び続けていくために、その基礎となる資質や能力の育成を重視する必要がある。

学校運営協議会制度の意義

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の必要な運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

学校運営協議会制度の意義

学校運営に保護者や地域住民等が参画することを通じて、以下の事項を推進。

① 地域の声を活かした学校マネジメントの強化

- 「育てたい子供の姿」を学校・地域が共有し、児童生徒・教職員・保護者・地域住民の声を聞きながら、熟議を通して、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを反映する。
- 教育計画の策定・実施・評価のプロセスの中で、教育活動の成果や課題を学校と地域で共有する。
- 学校と地域が協議、説明責任を果たすことを通じて互いの信頼関係を築き、地域とともにある学校づくりを推進する。

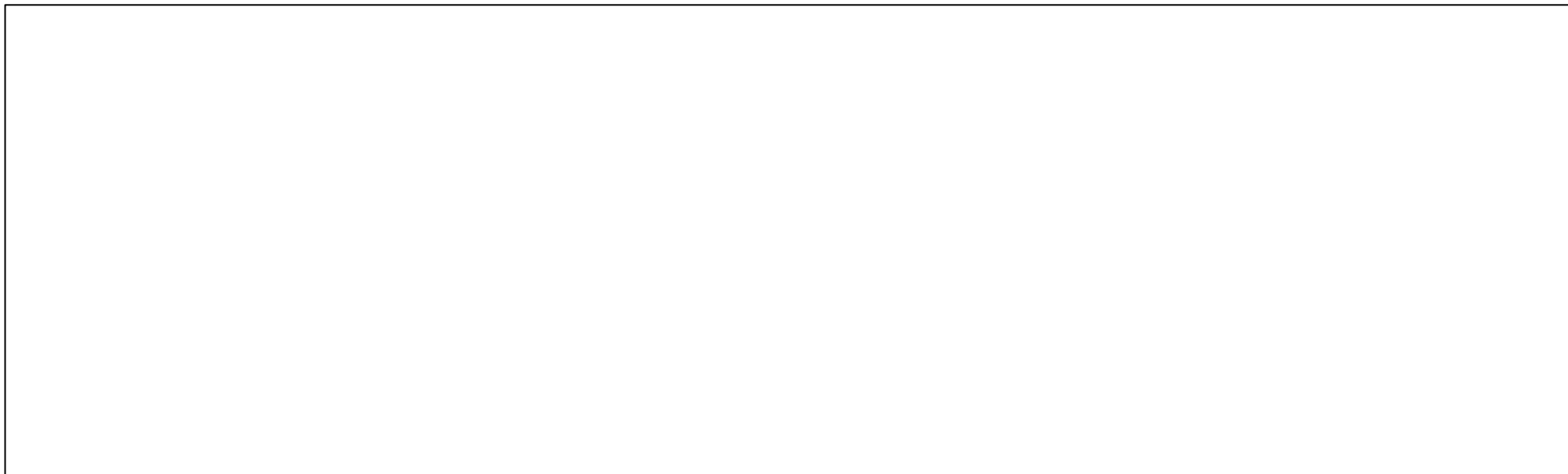
② 地域資源を活かした教育の充実と課題解決

- 保護者や地域住民等が協働するプラットフォームの中で、
 - ・地域の創意工夫を活かした体験的・探究的な学習等を推進し、児童生徒の資質能力の向上を図る。
 - ・子供・学校・地域の課題解決を図ることで、学校を核とした地域づくりを推進する。

はじめに

自分事とする学校運営協議会

どのような工夫や仕掛けが必要でしょうか。



学校運営協議会制度の意義

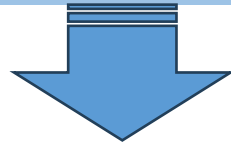
学校運営協議会の主なはたらき

- 学校運営マネジメントサイクルの確立
- 社会に開かれた教育課程の実現
- 学校課題の解決



一人一人の未来の姿

- 地域の中で、協働し地域を支える。
- 生涯を通じて学び、人と関わり続ける。



人づくり、まちづくり、地域の未来づくり

学校運営協議会制度運用上の課題

学校運営協議会の運用は、学校経営の手段

学校運営の視点



- ☐ 学校経営と学校運営協議会の動きが一元的になっているか。
課題把握—学校運営方針の承認—学校運営—評価—...
- ☐ 課題把握及び学校評価の分析が適切か
データ＋エピソードによる評価
- ☐ 課題解決の焦点化が図られているか。
総花的に評価する部分と重点項目としての評価
- ☐ 評価を踏まえた次年度の構想となっているか。
評価により重点化、継続化、方向性の転換

学びの創出の視点

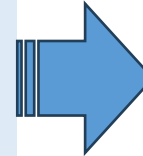


- ☐ 社会に開かれた教育課程の実現に向けた協議があるか。
教育振興基本計画、学校教育目標、めざす児童生徒像の理解
- ☐ 教育計画が学びの主体である子どもの姿から検討されているか。
子供の実状、子供の学ぶ意欲や考え「子供発・子ども着」
- ☐ 関わった人の学びがあるか。
おとなの気づきや新たな考えを共有しているか。
- ☐ 一点突破でもマネジメント・サイクルを機能させているか。
子供の学びの変化を把握、反映させる。

学校運営協議会制度運用上の課題

話が深まらない

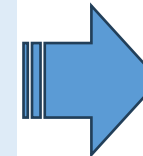
- 学校からの報告が中心で、
何のための会議かよくわからない。
- 委員からの質問と学校からの回答に終始する。



当事者性

目的が見えない

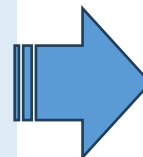
- 委員としての役割がわからない。
- 会議の先が見通せない。
- 話し合いの結果が実行されるのか不安



研修・理解不足

新しい取組が増えた。

- 新たな行事や活動が増えて大変
- 地域も学校も疲れてきた。
- いつまで続けるのかわからない。

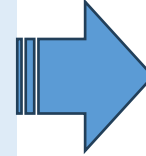


持続可能性

学校運営協議会制度運用上の課題

地域の人財が集まらない。

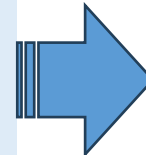
- いろいろな会議で顔ぶれが一緒
- 委員が充て職になっている。
- 学校応援団との違いがわからない。



持続可能な体制

教職員と委員との接点がない(少ない)

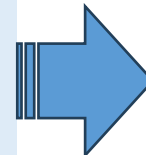
- 相互の考えがわからない。
- どこまで地域の方をお願いしたらいいのか。
- 教職員がどう思っているかわからない。



相互理解

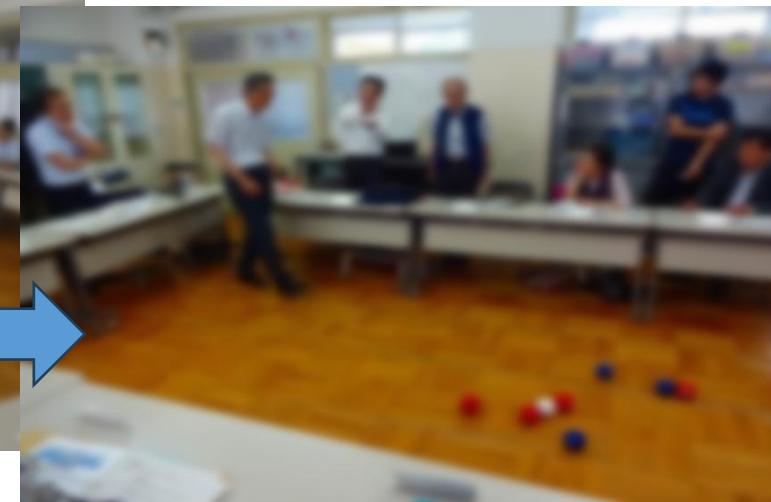
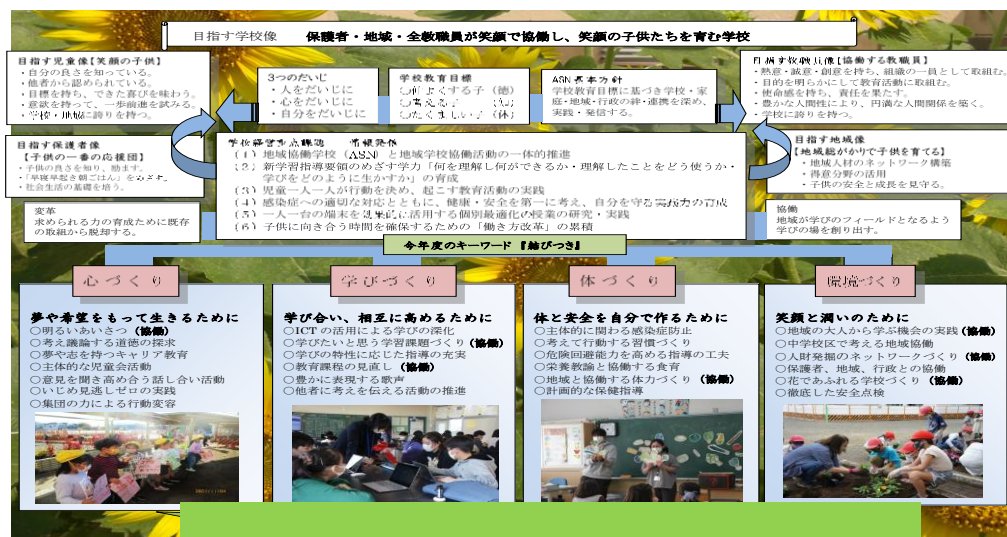
専門性が求められるのか

- 教育課程についてよくわからない。
- 先生方を前に学校教育のことは話しにくい。
- 学校からの話は専門用語が多くわかりにくい。



計画的な研修の必要性

校長が学校運営協議会をデザインする



学校全体の組織をデザインする



学校運営協議会は組織

組織の連続性、関連性、持続性を担保する。

思いや取組が途中で途絶えないように・・・

学校組織との関連性を図る。

既存の組織とのマッチングを図る。

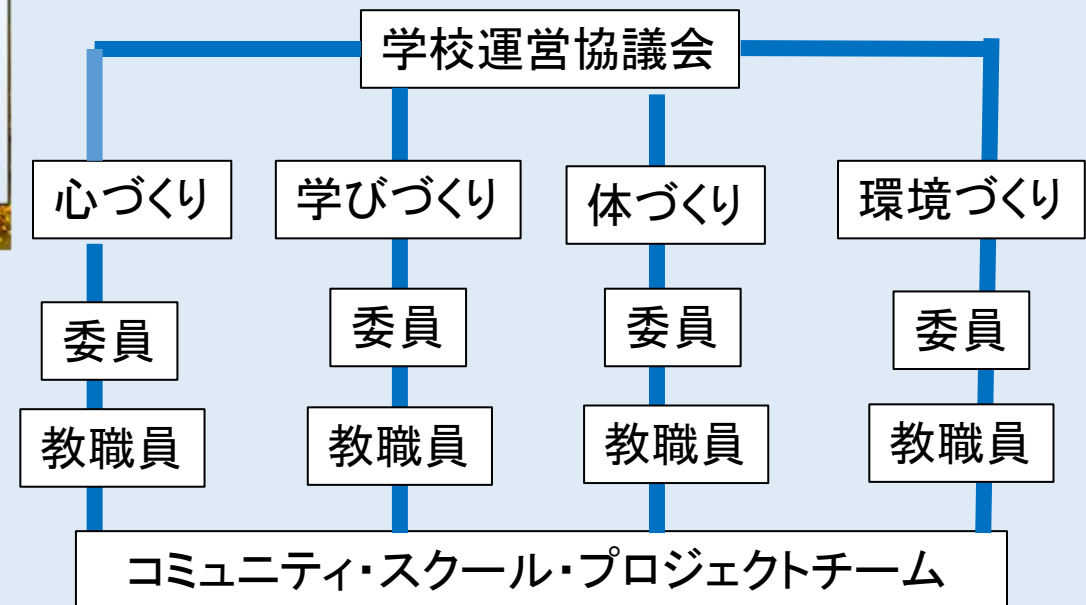
新設したら、旧版を削除する。

Step up

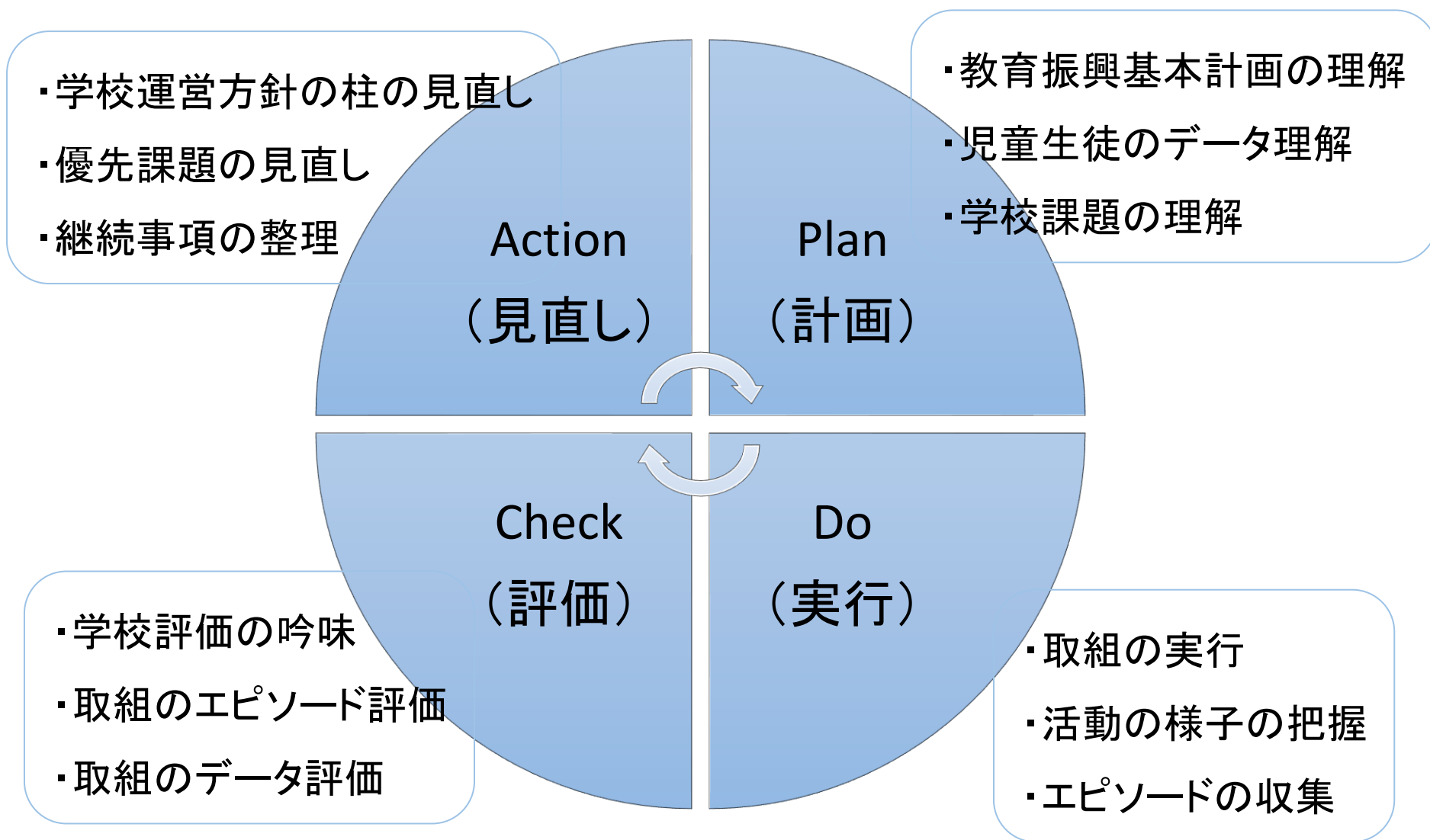
少しその先・・・

子供を、子供の思いを真ん中に置く

児童生徒の思いをどこで伝え、理解し合うか。
子供たちの思いと委員・教職員の思いや願いを
共有し具体化する場を考える。



学校全体の取組の循環をデザインする



思いを共有する場をデザインする

Step up



子供たちの参画



Step up



コーディネータを中心に
情報交換スペース
顔を合わせる空間



何のための取組かを常に確認すること

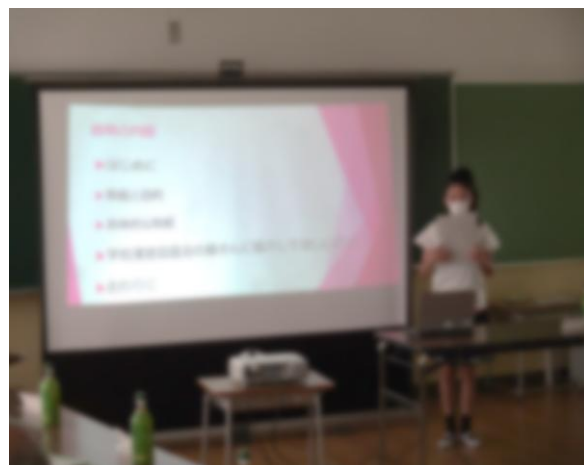
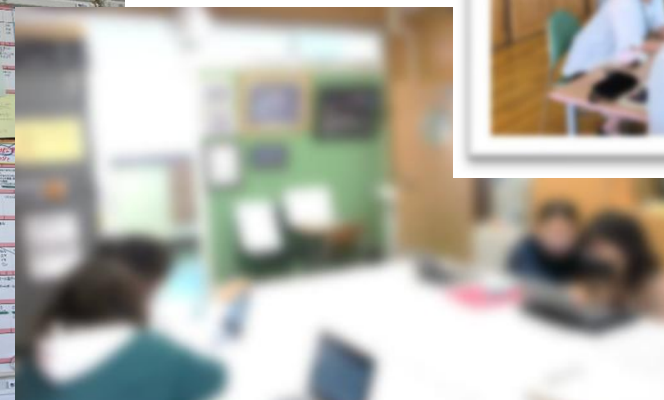
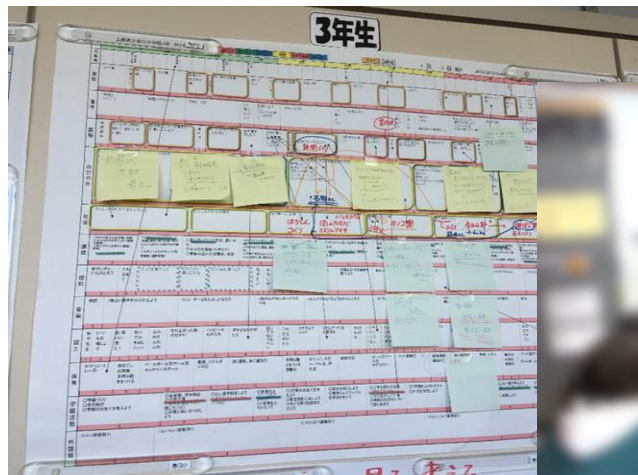
学校運営協議会制度を手立てとして
学校評価を組み入れたマネジメントサイクルの確立

地域の方との行事をつくることではない。

必要であれば、新たな取組を創造するが、
これまでの学校経営において
役割を果たした取組(なくす)、
着眼点を変える取組(かえる)、
整理する取組(へらす) を検証する

学校運営協議会の実際から考えるⅡ

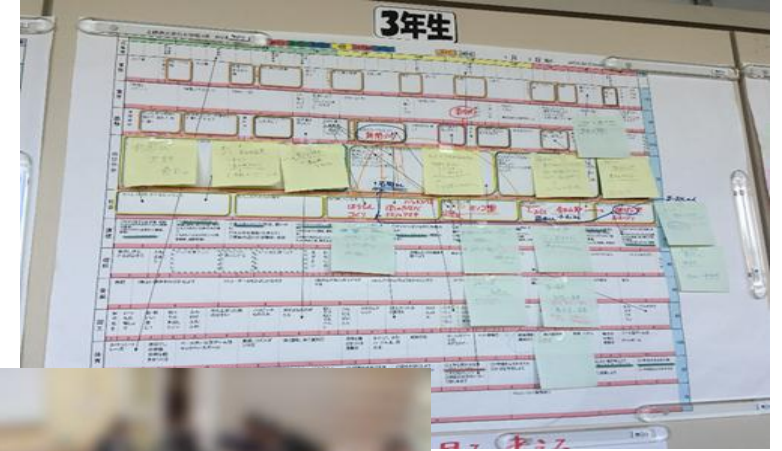
教育課程を教職員、委員、子供と下書きする。



それぞれの下書きを準備する。



児童生徒代表
子供たちの考えや
思いを整理する。
追究したいこと
学びたいこと
やってみたいこと



教員が
改善したいこと
強化したいこと
新たな課題として
検討したいこと

委員と教員が
年間指導計画をながめる。
気づきを確認し合う。
子供たちのやりたいを支える。
教育課程の下書きをする。

何を学ぶのかを熟議する。

例 ほうき草の栽培体験ではなく
栽培と伝統を守る人の思い理解へ



＜＜導入時の課題例＞＞

ゲストティーチャーを招へいすることに終始
することによいのか。

何を学ぶのかを考えられているのか
地域学校協働活動推進員の戸惑い



＜＜例＞＞

目指す児童生徒像の共有
教育課程へ位置づけができるかの協議
（学校教育の中か外かを考える。）
地域学校協働活動推進員の役割の明確化
コミュニティ・ルームなどの活動拠点
生涯学習等担当課との協働

学校運営協議会の充実に向けて

学校の説明が続いている。
質問もあるが、説明している校長と
質問者との
一対一の会話になっている。

協議ではなく、
説明や質問を聞いて
会議が終わった。

学校が頑張っている取組の
話を聞いた。
学校課題はわからないまま



この会議がこの先どのよ
うに繋がるのかわからな
い。見通しがもてないの
で意見が言いにくい。

学校運営協議会の充実に向けて

例1) 学校運営協議会が充実するために

学校運営協議会での熟議のテーマが深まり、具体的な活動を協議している

子どもたちが学びたい
ことは何だろう。

地域のことをもう少し
掘り下げて話ができる
人はいないかな。



体験的に学ぶ方が学
びが深まるのではない
だろうか。

地域にどんな人たちが
活動しているか、もう
少し知りたい。

学校運営協議会の充実に向けて

様々な立場で出される意見が多くなっている。

子供たちのために、あれもこれもやってみたい。

子供たちにご褒美を自治会費から出したらどうだろう。



この地域にイラストを書く仕事をしている人がいます。総合的な学習の時間に来てもらったらいいのでは？

プログラミングの講座を進めているグループを知っているんですが。

学校運営協議会の充実のために

例2) 学校運営協議会の熟議を整理するために

褒美ではなく、子供たちの活動の気づきを大切にしませんか。

たくさんの提案がありますが、最優先で取り組むことを考えてみましょう。



学校からのゲストティーチャーの依頼が来たら紹介できるように活動を見たり話を聞いたりしておきましょう。

学校運営協議会の充実のために

学校の役割、地域の役割をともに考える。

まちのまつりに人を呼び込みたい、子供たちをもっと参加させてほしい。

地域としてはこんなことも一緒にできるといいと思うのだけれど。



先生たちも出て来てくれるんでしょうね。

学校運営協議会の充実のために

例3) 学校と地域の役割を確認するために

この取組の目的をもう一度みんなで確かめてみましょう。〇〇部会が中心になって話し合ってみませんか。



先生たちは学校でできることを支援してください。

学校では、実行委員の子供たちが地域祭りのチラシを配るのはどうでしょう。

学校運営協議会の充実のために

学校運営協議会委員の声から

子供たちの声を聴きたい。どんな学校にしたいと思っているのか。それを支えていきたい。



学校の実状を知れば知るほど、先生と子供の時間をもっと増やしたいと思った。

学校運営協議会の充実に向けて I

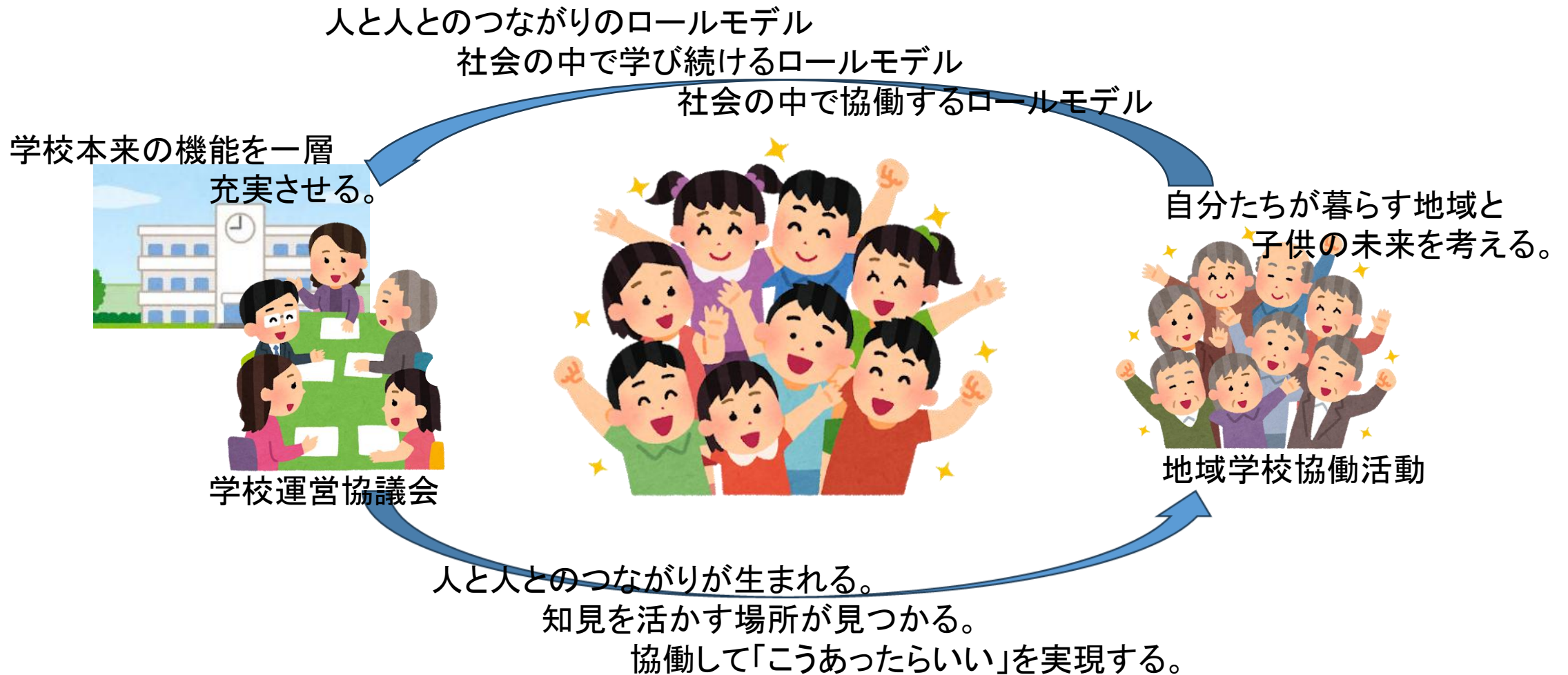
実際の学校運営協議会での協議 例1

子どもの実状から何を考えますか。



みんなで創る未来

全体像を意識し、発信すること



みんなで創る未来

直接視ること、価値づけをすること

語り合うこと

立場、経験は様々だからこそ多様な考えが生まれる。
否定するのではなく、
それぞれの立場から出された意見を尊重しつつ
子供のこと、地域のことについて時間をかけて語り合う。

共有すること

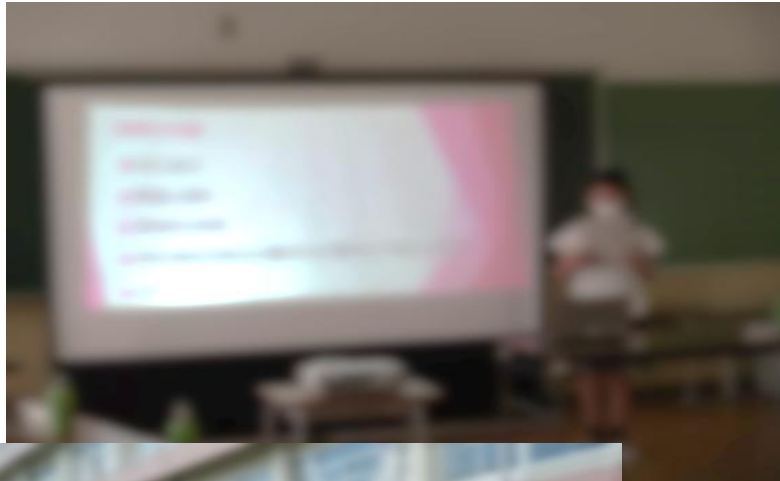
多様な立場であればこそ
共通する児童生徒像が必要となる。
子どもたちのどのように育てるのか、
どんな力を育成したいかを考え、絞り込む。

共に考えること

児童生徒像は、羅針盤。
課題の解決を図るために、活動を考えるときに、
目指す児童生徒像につながることを考え具体化する。

みんなで創る未来

取組の先にある姿(子供が育ち、おとながそだつ)を示す。

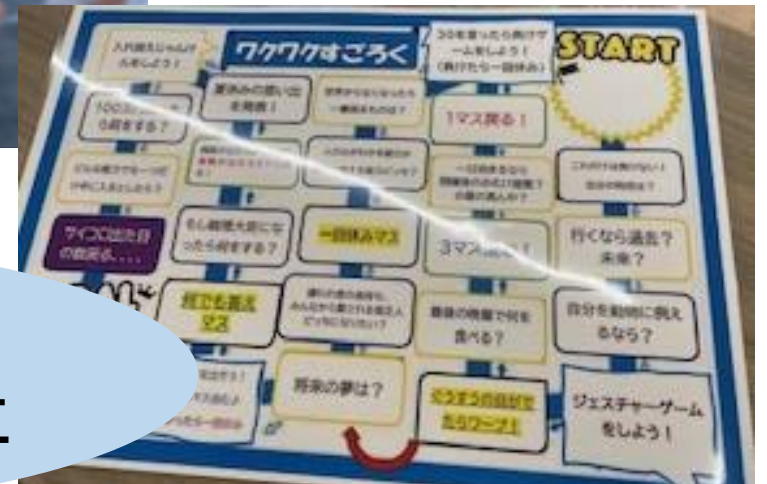


自治会の実行委員

CSで育った子供が
学校運営協議会委員に

子どもの思いを受け止め共に考える

児童センターでの子どもの居場所づくり



みんなで創る未来

コミュニティ・スクールの魅力

子供にとっての魅力

学びや体験の充実
地域のよさの実感
身近な大人モデルの存在

地域にとっての魅力

経験や特技を生かす生きがい
学校を核としたつながりができる。
人がつながり地域が活性化

保護者にとっての魅力

地域に対する理解が深まる。
地域の中で子供を育てる安心感
地域の方との人間関係の構築

学校にとっての魅力

「社会に開かれた教育課程」の実現
子供と向き合う時間の確保
生き方を考えるキャリア教育の充実

なぜ、この取組が必要なのでしょう。

子供たちを、学校を核に地域の大人が育てる。

未来の大人に、現在の大人が背中を見せる。

人は人に触れて人になる。

学校の課題を地域の大人の代表(時として子どもの代表)が話し合って、よりよい解決策を協議し実行する。

みんなで創る未来

社会総がかりで子供を育てる仕組みづくり

子供が育つ、大人が育つ、地域が育つ

生涯を通じて学び関わることのモデル化

参 考 資 料

【学校における働き方改革関係】学校運営協議会において承認を行う基本的な方針の内容に関する改正

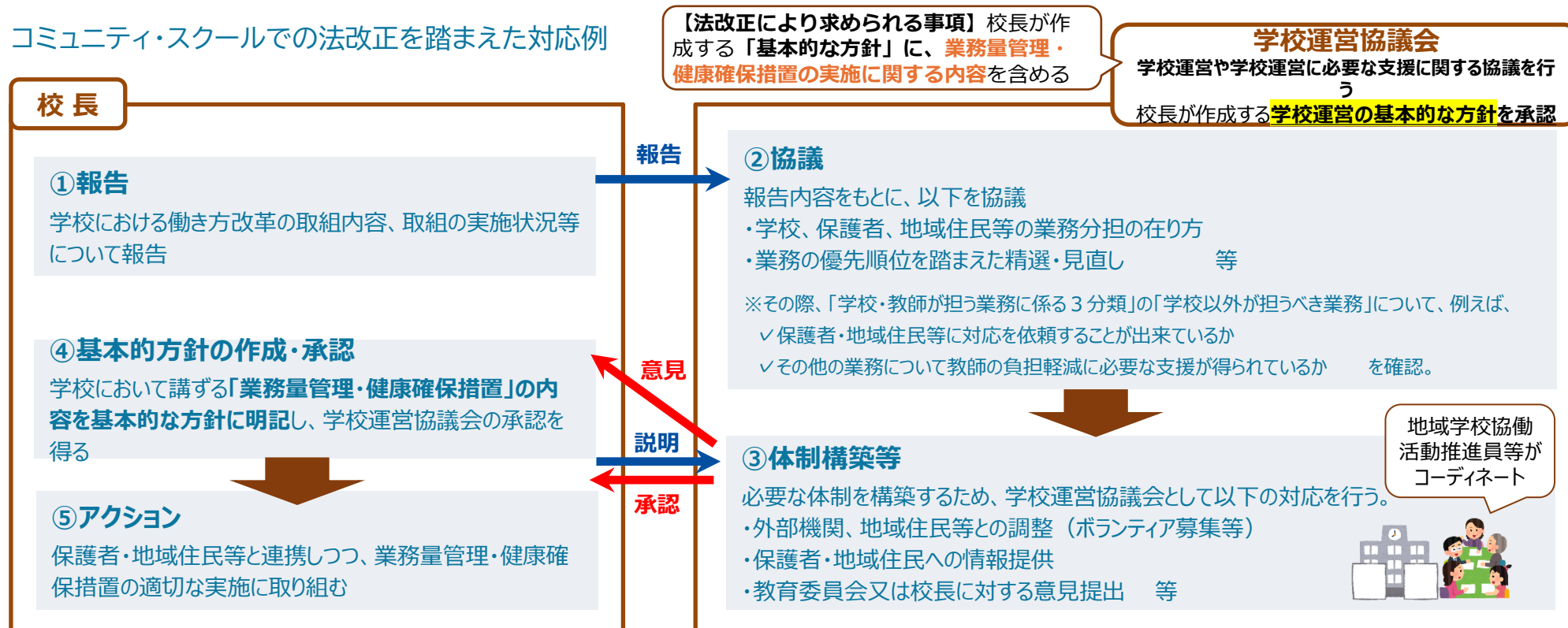
令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正により、**公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めること**とされた。**【令和8年4月施行】**

(改正後の条文) ※下線が追加された箇所

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5第4項

対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

コミュニティ・スクールでの法改正を踏まえた対応例



施行日 R8.4.1

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 一部改正」 の概要

一「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の概要 ※一部抜粋

学校における働き方改革の一層の推進

(1)教育委員会における実施の確保のための措置

- ・教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

(2)学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

一「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 一部改正」の概要

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。	4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、 <u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u> その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

法改正を踏まえた対応例

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

【法改正により求められる事項】
校長が作成する「基本的な方針」に、
業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める

学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
校長が作成する**学校運営の基本的な方針**を承認

校長

①報告

学校における
・働き方改革の取組内容
・取組の実施状況等
について報告

報告

②協議

報告内容を基に、
・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方
・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し
等について協議

※その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「学校以外が担うべき業務」について、例えば、
✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか
✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているか
を確認。

④基本的方針の作成・承認

学校において講ずる
「**業務量管理・健康確保措置**」の内容を基本的な方針
に明記し、学校運営協議会
の承認を得る。

意見

説明

承認

⑤アクション

保護者・地域住民等と連携
しつつ、業務量管理・健康
確保措置の適切な実施に取り
組む。

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として、
・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）
・保護者・地域住民への情報提供
・教育委員会又は校長に対する意見提出等
の対応を行う。

地域学校協働
活動推進員等が
コーディネート

意見



教育委員会

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- ・教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- ・公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- ・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。	4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、 <u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u> その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

令和七年六月十日 参議院文教科学委員会

法改正を踏まえた対応例

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

【法改正により求められる事項】
校長が作成する「基本的な方針」に、
業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める

学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
校長が作成する**学校運営の基本的な方針**を承認

校長

①報告

学校における
・働き方改革の取組内容
・取組の実施状況等
について報告

報告

②協議

報告内容を基に、
・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方
・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し
等について協議

※その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「学校以外が担うべき業務」について、例えば、
✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか
✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているか
を確認。

④基本的方針の作成・承認

学校において講ずる
「**業務量管理・健康確保措置**」の内容を基本的な方針
に明記し、学校運営協議会
の承認を得る。

意見

説明

承認

⑤アクション

保護者・地域住民等と連携
しつつ、業務量管理・健康
確保措置の適切な実施に取り
組む。

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として、
・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）
・保護者・地域住民への情報提供
・教育委員会又は校長に対する意見提出等
の対応を行う。

地域学校協働
活動推進員等が
コーディネート

意見



教育委員会

学校評議員制度と学校運営協議会制度との違い

	学校評議員制度	学校運営協議会制度
根拠	学校教育法施行規則 第49条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5
目的	開かれた学校づくりを推進するため、保護者、地域住民の意向を反映しその協力を得るとともに学校としての責任を果たす。	保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させよりよい教育の実現に取り組む。
位置付け	校長が必要に応じて学校運営に関して保護者や地域の方の意見を聞く。 個人としての立場での意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではない。	学校運営について、一定の範囲で法的な効果をもつ意思決定を行う合議制の機関。 校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に則って学校運営を実施する。
役割	学校評議員は、校長の求めに応じて、または、必要と認めるときは学校運営に関する意見を述べるができる。	・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること ・学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べるができる。 ・教職員の任用について、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」を設置した学校のこと

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

教育委員会が学校や地域の実情に応じて**学校運営協議会**を設置
＝学校の運営に関して協議する機関

3つの 機能

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用について、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

学校運営協議会委員とは

非常勤特別職の公務員に準じる身分を有する。

一定の報酬がある。

校長の意見等を聞き、教育委員会が任命する。

責任と権限をもつ。

守秘義務を遵守する立場である。

合議体として、他の委員と一定の方向性を定めるよう熟議する。

決まった事項について、役割を果たし実行する。

これまでの取組との比較

学校支援地域本部	名称	地域学校協働活動(本部)
学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上	目的	地域全体で子供の成長・学びを支える学校を核とした地域づくり
地域住民等の参画により学校の教育活動を支援する。	内容	目標に向けて、地域と学校とが相互に連携・協働する。
学校からの支援・協力依頼による。	出発点	学校運営協議会のめざす目標、方針や取組による。
地域住民等が学校支援ボランティアとして協力する。	活動	地域住民や活動団体、企業等が緩やかなネットワークでつながる。
地域コーディネーター 活動の計画、学校と地域の連絡・調整	コーディネート	地域学校協働活動推進員 学校運営協議会での方針や取組の具現化のため、企画、連絡・調整、情報提供、助言等
(平成20年～ 教育基本法)	根拠等	平成29年～社会教育法